

D. パーフィットの倫理的議論に関する批判的考察 -統一理論・三重理論・対象主義-

メタデータ	言語: 出版者: 明治大学人文科学研究所 公開日: 2024-05-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 柴崎,文一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/0002000634

D. パーフィットの倫理的議論に関する批判的考察：
統一理論・三重理論・対象主義

柴 崎 文 一

D. Parfit on Unified Theory, Triple Theory and Objectivism: A Critical Investigation

SHIBASAKI Fumikazu

Derek Parfit advocates a reductive account of personal identity in his *Reasons and Persons*, 1984 [RP]. He claims that the identity of a person consists in what he calls "Relation R," which is constituted by "psychological connectedness" and "continuity." Psychological connectedness is defined as "the holding of particular direct psychological connections," and psychological continuity is defined as "the holding of overlapping chains of strong connectedness." In RP he discusses many ethical questions arising from his account of "Relation R." RP also represents an affirmation of his stand for consequentialism, a position voiced also in his later work *On What Matters*, 2011-2017 [OWM]. In RP, he brings up a conception of "Unified Theory," a consequentialist ethical theory to unify his theoretical constructs "Practical Motive Theories" and "Ideal Motive Theory," themselves educed from his theory of "Common-Sense Morality." His Practical Motive Theories claim that each of us should try to have the best possible set of desires and dispositions, whereas the Ideal Motive Theory claims that we should not all be pure do-gooders. It is argued in this paper that his conception of the Unified Theory is not adequately developed in RP. Furthermore, a detailed explanation of his claims that we need a "Theory X" to resolve moral problems regarding future generations is missing in RP.

These ethical problematics are taken over in his later Work *On What Matters*. In OWM, Parfit advocates a new set of principles related to action: "Triple Theory" is based on principles of action, and "Objectivism/Externalism" on reasons for acting. It is difficult to see these theories as a culmination of the development of his Unified Theory since some of their features are internally derived.

Looking at another side of Parfit's work, Theory X posed a problem which Parfit needed to resolve, since he was attempting to consider moral questions regarding future generations from the viewpoint of his "Relation R." But in OWM, he abandons this viewpoint and attempts to consider all questions about principles and reasons for acting from the new perspective of "consequentialism" and "externalism." Theory X therefore does not arise as a problem in OWM. Otherwise, it might be argued that the problems regarding the Unified Theory and Theory X could be resolved if an ultimate ethical theory resolving all ethical problems, based on consequentialism, could be established. The Unified Theory is a framework based on consequentialism, and Theory X is a hypothesis which is required for resolving ethical problems to do with the interests of and potential disadvantages to future generations. The Triple Theory represents a kind of ultimate ethical theory consisting of the three Formulae of rule-consequentialism, Kantian contractualism, and Scanlonian contractualism. This paper considers the essential features of these Formulae and the relations

between them. It also investigates relations between the Triple Theory and Objectivism/Externalism. It concludes with the claim that the Triple Theory conflicts with Objectivism/Externalism, and that Parfit's definition of "fact," which is the basis of his Objectivism/Externalism, is less than persuasive.

D. パーフィットの倫理的議論に関する批判的考察： 統一理論・三重理論・対象主義

柴 崎 文 一

D. パーフィット (Derek Parfit) は、行為の外在的・規範的理由の实在性を強く主張する論者として、現代の英米系倫理学において、最も大きな影響力を持つ哲学者の一人であると言ってよいだろう。ただし彼の外在的・規範的理由の实在論は、主に後期の『重要なことについて』*On What Matters*, 2011-2017 (以下、『重要なこと』) において説かれるもので、我が国では、前著の『理由と人格』*Reasons and Persons*, 1984 における〈人格＝関係 R〉論のみが注目されることが多いために、倫理学説としてのパーフィットの理論は、まだ十分に理解されていない状況にとどまっているように思われる¹。

『理由と人格』は、特異な人格論を提起するだけでなく、第1章と最終章の冒頭における「道徳理論」*moral theories* 及び「倫理学」*ethics* に関する言及が如実に示しているように (RP: 3, 443)、従来の「自己利益説」*Self-interest Theory* に基づいたものではない (RP: 194)、新しい「非宗教的倫理学」*Non-Religious Ethics* の提唱をこそ主要な目的とする著作であるとも言える (RP: 454)。ただし後述のように、『理由と人格』における行為の理由に関する議論は、B. ウィリアムズ (Bernard Williams) の内在主義 *Internalism* から強い影響を受けていると思われるところから、『理由と人格』における倫理的主張も、基本的には内在主義的であると考えられる。これに対して後年の『重要なこと』における倫理的主張は、理由の外在的实在性を強く主張する「対象主義／外在主義」*Objectivism/Externalism* の立場を採っているところから、パーフィットの倫理学説は、前期と後期において根本的に異なった論点に立つものとなっている。

第1章では、まず前期パーフィットの理論的支柱である〈人格＝関係 R〉論の基本的特徴が確認される。次に、『理由と人格』における倫理的考察の根本的課題として提示される「理想的動機理論」と「実践的動機理論」を帰結主義に導入した「統一理論」*Unified Theory* の構想が検証される。パーフィットは「統一理論」の基盤となるべき仮説として、合理的で道徳的な行為と、その理由に関する「批判的現在目的説」*Critical Present-aim Theory (CP)* を提起するが、彼の倫理学理論の基盤となるべき CP には、実質的道徳性の源泉を明示できないという根本的な問題のあることが確認されることになる。さらに第1章では、将来世代の利益／不利益に関するパーフィットの倫理的考察が検討される。パーフィットによれば、将来世代に関わる倫理的問題を解決するためには、『理由と人格』

の理論的枠組みでは確立できない新たな「理論 X」が必要であるとされ、この問題に関する考察は、「理由と人格」において全く未解決のまま残されていることが確認される。

第2章では、後期パーフィットの「三重理論」Triple Theory と、その立論基盤である「対象主義／外在主義」の本質的な特徴と問題点が検証される。パーフィットは「重要なこと」において、「規則帰結主義的原理」、「カント的・契約論的原理」（パーフィットはカント倫理学の基本的な主張を義務論ではなく、契約論であると解釈する）、「スキャンロンの・契約論的原理」によって構成される「三重理論」を提起している。パーフィットによれば、これら三つの原理は、最終的には同じ一つの原理に「収斂する」とされるが、本章では、はたしてこのような「収斂」は可能なのか、カント倫理学と帰結主義は両立可能なのか等の諸問題が考察される。さらにパーフィットは、これら三つの原理に従うことは、我々に客観的に与えられる「規範的理由」に基づいた要請であり、さらにこの「理由」が客観的なものであることは「真理」として認識されるとするが、はたしてこうした規範的理由の客観性及びその認識の妥当性を立証することは可能なのか、といった後期パーフィット倫理学の根本的主張に関する検討も併せて行われる。

以上の考察を通して、パーフィット倫理学の全体像を描出すると共に、その本質的な問題点に関する考察を展開することが本稿の目的である。

1. 「理由と人格」における「統一理論」と「理論 X」の構想

「理由と人格」においてパーフィットは、「還元主義」Reductionism の立場から、人格 person を「関係 R」Relation R として捉える人格論を提唱する (RP: 215)。本稿では、これを〈人格＝関係 R〉論と呼ぶことにする。関係 R とは、「心理的連結性」psychological connectedness と「心理的連続性」psychological continuity の総称である。パーフィットによれば、「心理的連結性」とは、記憶や意図などの個々の心理的要素が、一定の仕方につながっていることを意味し、「心理的連続性」とは、そうした心理的連結性をもった要素のなかで、比較的強い連結性の鎖 chains of strong connectedness が重なり合っていることを意味している、とされる (RP: 206)。

例えば「私」が昨日、自動車の運転中に、交差点で追突事故を起こしたとしよう。幸いにして大きな事故ではなかったが、相手の自動車も自分の自動車も破損してしまい、それぞれ修理が必要な状態になってしまった。そして今日の「私」が、昨日の「私」の事故の経験をはっきりと記憶している時、昨日の「私」と今日の「私」の間には、強い連結性をもった「直接的な記憶の連結」direct memory connection があると言える (cf. RP: 205)。もちろん心理的連結性は、このように「強い」ものだけではなく、無数の弱い連結性も同時に存在している。例えば、今日は月曜日で、「今度の土曜日に近くの緑地にハイキングに行こう」という「企図」を「私」がもったとしよう。しかし数分後に「私」はそのことを忘れてしまい、金曜日の夜になったところで、たまたまハイキングの雑誌を見ていたら、「そうだと土曜日にはハイキングに行こうと思っていた」ということを思い出し、にわか翌日の準備をして、実際に翌日、「私」がハイキングに行くとすると、月曜日に「私」がもった

「企図」は実現したが、その「企図」が実現しなかった可能性もかなり高かったと言えるだろう。従ってこの場合の「企図」がもつ心理的連結性は、それほど強いものではないと言えよう。また、このハイキングの事例には、「企図」と共に、「記憶」の心理的連結性も認められるが、この連結性も強いものではないだろう。このように心理的連結性の強度は、「程度の問題」matter of degree であり (RP: 206)、また、企図や記憶以外にも、信念や欲求など、様々な心理的要素に認められる特徴であるとされる (RP: 205)。

さらにパーフィットによれば、以上のような心理的連結性が認められる心理的事象のうち、比較的強い連結が素子となって連なり、「鎖」を形成するとされる。この「鎖」には、記憶の鎖、企図の鎖、性格の鎖など、様々な心理的要素の鎖があり、それらは互いに重なり合って「心理的連続性」を形成しているとされる (RP: 206)。ただし管見では、パーフィット自身の説明は、個々の鎖による連続性に関するもののみで、複数の心理的鎖がどのように重なり合っているかについては、必ずしも詳らかではないように見うけられる。しかし心理的連続性の定義における「強い連結性の重なり合った鎖」overlapping chains of strong connectedness という表現は、記憶の鎖や企図の鎖などの個々の心理的鎖が、相互に重なり合っていることを表現していると思われる (RP: 206)。そして「人格」とは、以上のような心理的連結性と心理的連続性によって構成される関係 R によって成立する概念であり (RP: 262-263)、関係 R を所有する個別的な「実体」entity ではない (cf. RP: 265-266)、とされるのである。

またパーフィットによれば、このような「人格」の成立において基本となるのは、心理的連結性であるとされる (RP: 206)。ただしこのことは、心理的連続性が重要ではないということの意味するものではない (RP: 301)。例えば「今の私」I am now を見た場合、「私」は、現在の感覚や記憶による明確な心理的連結性において成り立っているが、過去の「私」や様々な事象につながる記憶の「鎖」や、未来の「私」や様々な事象につながる意志や企図の「鎖」が、それぞればらばらに成り立っていれば、「私の生」my life は、おそらく我々が現に体験している「私の生の統一性」を持つことはないだろう。パーフィットによれば、こうした「生の統一性」は、個々の心理的連結と共に、それらを素子とする心理的連結の鎖と、そうした鎖が相互に重なり合う「心理的連続性」によってもたらされている、とされるのである (RP: 301 f.)。

このような〈人格＝関係 R〉論は、帰結主義 consequentialism と結びつくとき、「行為帰結主義」act-consequentialism に近い方向性をとることになる。何故なら、パーフィットの〈人格＝関係 R〉論において、「規則功利主義」rule-consequentialism の基盤となる「社会」は、理論的に基礎づけられておらず、結果・帰結の評価は、基本的に、関係 R に基づいて成立している各行為者の「行為の結果」に対して下されることになるからである²。以下、節を改めて、このような視点から『理由と人格』において展開されるパーフィットの倫理学説を俯瞰して行くことにする。

1.1 統一理論の構想：理想的動機理論と実践的動機理論

パーフィットの倫理学的見解は、『理由と人格』でも (cf. RP: 50)、後年の『重要なこと』におい

でも (cf. OWM I: 413)、基本的には帰結主義を支持する立場を採っている³。ただし、『理由と人格』における帰結主義への支持は、それほど単純なものではない。何故なら、次のような「クレアの事例」が典型的に示すように、帰結主義に従うことが、単純に、最善の結果をもたらすとは言えない幾つかのケースが考えられているからである (RP: 31-38)。その一つのケースでは、クレアには子どもが一人いて、今彼女はある特殊な条件のもとで、自分の子どもの命を救うべきか、見知らぬ数人の人々の命を救うべきかの決定に迫られている、という状況が設定される。そしてパーフィットは、このような状況で想定されるクレアの判断とその結果を次のように記述している。

クレアには、彼女の子どもの命を救うか、見知らぬ数人の人々の命を救うことができるかもしれない。彼女は自分の子どもを愛しているので、彼女は自分の子どもの命を救い、そして見知らぬ人々は全員死ぬ。(RP: 33)。

パーフィットはこの結果を、帰結主義と、それに反対する様々な観点から考察している。帰結主義の根本原則は、「結果が可能な限り良いこと」を実現するべきである、と主張する (RP: 24)。この原則に従えば、一人の命よりも、複数の人々の命が救われる結果の方がよい、と言えるかもしれない (RP: 33)。そしてクレア自身も、「数人の見知らぬ人々の死の方が、全体としては、ずっと悪いことだろう」と思っている (RP: 34)。

しかし、子どもの親として、クレアが自分の子どもに対して特別な「配慮の気持ちと愛情」を持っていることは、その子どもにとって、良い結果をもたらすとも言える (RP: 32)。従って、クレアがこのような心理的關係性に基づく一連の動機を持っているということは、帰結主義の観点から、「最善の可能な動機群の中の一連の動機」を持っているということとして、積極的に評価されることでもある (RP: 32)。するとクレアのとった行動は、帰結主義の観点から、積極的に評価される動機に基づいたものでありながら、同じく帰結主義の観点から非難 blame の対象となる結果をもたらした、ということになる (RP: 34)。

パーフィットによれば、クレアの事例は、帰結主義が「間接的に自己破壊的」indirectly self-defeating である、ということを示す典型的な事例であると言えるが、このことは帰結主義が「破滅的な仕方自己破壊的」である、ということの意味しているわけではない、とされる (RP: 51)。そこで、帰結主義が「最善の理論」となるために (RP: 114)、「常識道徳」の改訂から得られる「理想的動機理論」と「実践的動機理論」を、帰結主義に導入した「統一理論」Unified Theory の構想が提起される (RP: 113)。

「理想的動機理論」とは、「我々の全てが純粋な善行者であるべきではない」と主張するものであり、「実践的動機理論」とは、「我々の一人ひとりが、一連の最善で可能な欲求と傾向性から一つの組み合わせを持つべきである」と主張するものである (RP: 111)。クレアの事例に即して言うなら、「純粋な善行者」ならば選択したであろう見知らぬ数人の人々の命を救うのではなく、彼女が自分の子どもの命を救ったことを「理想的動機理論」の観点からは是認し、その行為の動機が、自分の子

もに対する特別な配慮の気持ちと愛情に基づくものであったことを、「実践的動機理論」の観点から評価して、総合的に「行為者中立的」agent-neutralな観点から (cf. RP: 108)、彼女の行為を最善の可能な結果の一つであったと論証する帰結主義的な道徳理論が、「統一理論」と言われるものである。

1.2 CP：批判的現在目的説

パーフィットは、「統一理論」の基盤となるべき仮説として、合理的で道徳的な行為と、その理由に関する「批判的現在目的説」Critical Present-aim Theory (CP) の提唱を試みている。上述のように「統一理論」とは、行為者の「理想的動機」と「実践的動機」を統一的に解釈し、最善の可能な行為の結果をもたらすような行為者の動機に関する帰結主義的視点を確立しようとするものであるが、パーフィットは、改めて行為者の動機を「欲求」desireという概念において捉えなおし (RP: 117)、CPでは、欲求の合理性を批判的に検証することによって、「理想的動機」と「実践的動機」の統一的解釈を可能にする視点を見出すことが目指される。さらにCPは、「現在目的説」Present-aim Theoryという視点から展開されるが (RP: 117)、これは基本的に、行為者の現在の目的に基づいて、彼の行為とその理由の関係に関する最も合理的な解釈を与えようとするものであり、パーフィットの行為・理由論が、このような視点から展開される理由は、私見では、行為者（人格）の最も強い関係Rが成立するのは、「現在」においてである、という彼の人格論に基づいていると思われる (RP: 445)。

パーフィットによれば、「現在目的説」には三つの仮説があり得るとされる。一つは「道具説」Instrumental Theoryと名づけられ、IPと呼ばれる。

IP：我々一人ひとりが何かをする際の最大の理由は、何であれ各自の欲求を最もよく充足するであろうことである。(RP: 117)

二つ目は「熟慮説」Deliberative Theoryと名づけられ、DPと呼ばれる。

DP：我々一人ひとりが何かをする際の最大の理由は、各自が実際に〔その時点で〕欲していることではなく、「理想的な熟慮」の過程をへたなら——もし各自が本質的に関連した事実を知っていて、明晰に思考し、歪曲的な影響から自由であったなら——、その行為の時点で、各自が欲するであろうことを、最もよく達成するであろうことである。(RP: 118)

私見では、IPは、ウィリアムズが彼の行為・理由論において、「準ヒュームのモデル」sub-Humean modelと呼んでいるものに対応し、DPは、ウィリアムズ自身の内在主義説に対応していると思われる⁴。この意味で、パーフィットの行為・理由論は、ウィリアムズの議論を強く意識して考えられたものである、とすることができよう。

IPは、行為の理由は行為者の欲求に基づくものである、という最も単純な内在主義説を述べているだけで、行為者の熟慮によって、当人の欲求内容が変化し得るという可能性は、考慮に入れられて

いない。この点を補ったものが DP である。DP は、他者からの影響を排除し、事実と論理に基づいて行為者が欲すべきことを熟慮した結果に得られる欲求が、行為者にとって最も合理的な行為の理由となる欲求である、と主張するものである。DP に従った熟慮では、欲求の内容が「世界の破滅」のような邪悪なものであっても、それが「邪悪」である、という理由に基づいて排除されることはない (cf. RP: 118)。何故なら、DP の熟慮に与えられる判断基準は、事実と論理に関する基準のみで、実質的道德性の基準は与えられていないからである。DP の熟慮が「邪悪な欲求」を合理的欲求の範疇から排除できないことは、R. M. ヘアー (Richard M. Hare) の批判的思考が、狂信的理念を、道徳的論証の不正な根拠として排除できないことと、同じ原因に基づいている (cf. 柴崎 2020)。

パーフィットは、DP におけるこうした問題を解決するために、「現在目的説」をさらに改良し、CP 即ち「批判的現在目的説」Critical Present-aim Theory を提唱する。

CP: ある欲求は、本質的に不合理である。また、ある欲求の組み合わせは、たとえこの組み合わせの中の欲求が、〔それ自体として〕不合理ではないとしても、不合理であることがある。例えば、Y よりも X を選好し、Z よりも Y を選好して、X よりも Z を選好することは不合理である。さらに、ある欲求の組み合わせは、合理的に要求されている欲求を含むことに失敗しているために、不合理であることがある。私は事実を知っており、明瞭に思考していると仮定しよう。もし私の欲求の組み合わせが不合理ではないなら、私が最大の理由をもって行うことは、私の不合理ではない現在の欲求を最もよく充足するであろうことである。この主張は、如何なる時の如何なる人にも適合する。(RP: 119)

不合理ではない現在の欲求、または不合理ではない欲求の現在の組み合わせを充足することが、合理的な行為の理由である、という主張が CP の根幹である。言うまでもなく、こうした主張にとって最も重要な点は、ある欲求、または欲求の組み合わせを不合理であると判断するための明確な基準を示すことである。言い換えるなら、「邪悪な欲求」が不合理であるのか、不合理ではないのかを判断するための明確な基準が示されなければ、CP は意味をなさない。

そこでパーフィットは、CP に矛盾しないものとして以下の二つの主張を提示している。

CP1: 我々一人ひとりには、道徳性を気遣うことと、他者が必要としていることを気遣うことの両方が、合理的に要求されている。それ故に、たとえ我々が道徳的に行為する欲求を持ってなくても、我々は、道徳的に行為する理由を持っているのである。我々が特定の仕方で行う理由を持っているか否かは、通常、我々が特定の欲求を持っているか否かに掛かっている。しかし、合理的に要求されている欲求のケースでは、その通りではない。(RP: 121-122)

CP2: 不合理ではなく、自分自身に対する偏愛のバイアスに劣らず合理的な欲求が、少なくとも一つある。それは、道徳的に賞賛に値するか、自分の道徳的義務である時に、他の人々の利益

になることをしたいという欲求である。(RP: 131)

CP1は、我々の道徳的行為と、その合理的理由を考察する上で、極めて重要な主張である。しかし、管見の限り『理由と人格』におけるパーフィットの議論では、「我々一人ひとりには、道徳性を気遣うことと、他者が必要としていることを気遣うことの両方が、合理的に要求されている」とする、主張の妥当性を裏付ける根拠は何なのか、また、この要求の主体（主語）は何であるのかという、CP1の根幹にかかわる問題が、「この問題は議論を呼ぶものだから、未解決のままにしておくのが一番よいだろう」として、そのまま残されてしまっているのである（RP: 122）。

確かに、CP2が提示しているような「他の人々の利益になることをしたいという欲求」を実際に持つ人々がいるということは、事実である。CP2によると、この欲求は、行為者の「道徳性」もしくは行為者の「道徳的義務感」に基づくものであるとされている。しかし、『理由と人格』における議論では、CP1における問題と同様に、このような行為者が持つ「道徳性」もしくは「道徳的義務感」の源泉、即ち実質的道徳性の源泉は何なのか、という問題は、全く未解決のまま残されてしまっている。従って、CPを基盤として「理想的動機理論」と「実践的動機理論」を統一的に解釈しようとする「統一理論」の構想は、『理由と人格』において、未完成のまま残されることになってしまっているのである。

1.3 理論X：世代間倫理学の根本問題

以上の問題に加え、パーフィットは『理由と人格』において、第二の重要な倫理的考察課題として、将来世代の利益／不利益に関わる道徳的原理の問題を取り上げている⁵。パーフィットは、この問題を解決するために構築されるべき理論を、「理論X」Theory Xと名づける（RP: 361）。そして将来世代に関する道徳的問題は、具体的には、将来世代の「非同一性問題」Non-Identity Problemに起因する、「いとわしい結論」Repugnant Conclusion、「ばかげた結論」Absurd Conclusion、「単純追加パラドックス」Mere Addition Paradoxなどの解決されるべき考察課題を持つ、とされる（RP: 443）。

将来世代の人々は、現在世代の人々の様々な判断や行為の結果として、生まれてくることになる。そして、現在世代にとって可能な判断や可能な行為の選択肢は多数あるところから、この結果として生まれてくることになる人々の数や、生理的・心理的特徴を、現在世代が確定することは、現実上、極めて困難である。これが将来世代の「非同一性問題」である。非同一性問題が存在する以上、我々は、将来世代が直面することになると想定される諸問題を検討するために、将来世代に関する様々なモデルを措定することによって、そうした諸問題の性質や解決方法を考察する必要がある。

そこでパーフィットはまず、図1のようなモデルを提示する。図1の各ブロックは、ある将来世代の一定期間における人口数と生の質を表している。

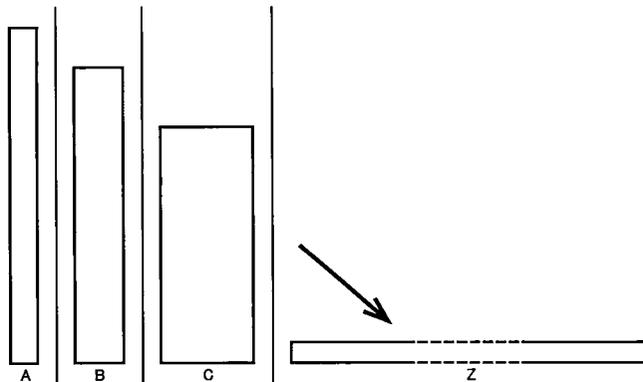


図1 いとわしい結論 (RP: 388)

A から Z へと時代は進行して行く。各ブロックの横幅は人口数を表し、高さは生の質の量を表す。A の人口数を百億人と仮定し、B は A の倍、C は B の倍の人口数に増加するものとする。また、生の質の量は、「生を生きる価値あるものにするものの量」として定義される (RP: 387)。ここで、将来世代が持ち得る生の質を評価するための理論として、次のような「非人格的全体原理」Impersonal Total Principle が提起される。なおこの原理が、「非人格的」と称されるのは、それが人々の個性性を考慮しないからである。

もし他の事柄が同じであるなら、最良の結果は、生を生きる価値あるものにするものの量が最大であるだろう結果である。(RP: 387)

A から B への生の質の量の減少が、A の半分よりも多くなると、A から B への変化は、この原理に従えば、より良いことである。何故なら、人口数は 2 倍になるので、B の生の質の総量は、A の生の質の総量よりも多くなるからである。同様に、たとえ Z の生の質が、生きる価値ある限界をわずかに上回るようなものであり、A の生が極めて高い質を持っていようと、この原理に従えば、A から Z への変化は、より良いことである、と評価されることになる。これが「いとわしい結論」の概要である (RP: 388)。

次に「ばかげた結論」とは、以下のようなモデルを想定した場合に考えられる問題である。第一の可能な結果として、ある未来の世紀を通じて、極めて大きな数の人口が存在すると仮定する。彼らの生の質は非常に高く、既に生の質の高さの限界に達しているもので、それ以上、彼らの生の質が高くなることはない。ただし、彼らの中に百億人に一人の割合で、不幸な人々がいて、彼らは生きる価値のない生を生きている。この将来世代の人口は、百億人よりもはるかに多い時、不幸な人々を除いた他の人々の生の質は、すでに高さの限界に達しているもので、それ以上に向上しないが、不幸な人々が増えて行くと、それに応じて負価値の生の質の割合が増加して行くことになる (RP: 410)⁶。

これに対して第二の可能な結果として、第一の可能な結果と同数の人口が存在すると仮定する。またここでも、百億人に一人の割合で不幸な人々がいて、彼らの生の質は、生きる価値がないほど低い。しかしこの不幸な人々以外の他の人々の生の質は、第一の可能な結果の場合と同様に、高さの限界に達しているほどに高い。ただし、第二の可能な結果の世界では、人々は、ある一つの世紀に存在しているのではなく、極めて長い期間にわたって、一世紀ごとに百億人ずつ存在している。それ故、この第二の可能な結果の世界では、不幸な人々の累積によって、負価値の生の質の割合が増加することはない (RP: 411)。

以上を総合すると、総数として同じ人数の人口でも、第一の可能な結果では、負価値の生の質の割合が構造的に増加するのに対して、第二の可能な結果では、負価値の生の質の割合は恒常的に一定である。この意味で、第二の可能な結果の方が良い。これが「ばかげた結論」とされるものである (RP: 411)。

次に「単純追加パラドックス」とは、図2のようなモデルを用いた時に考えられる問題である。

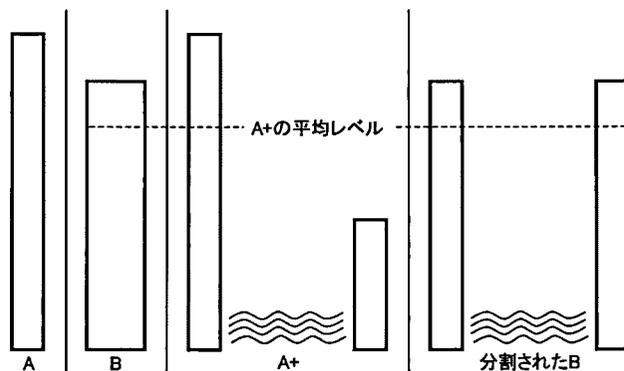


図2 単純追加パラドックス (RP: 419)

BはAの2倍の人口だが、Bの生の質は、Aよりも低い。Bには、Aよりも生の質の低い人々が2倍もいるので、BはAよりも悪い、と言える⁷。A+には、Aと全く同じ生の質を持った同じ人数のグループ (A+aとする) と、Aよりもかなり低いが、生きる価値のある生の質を持った、A+aと同じ人数のグループ (A+bとする) がある。A+aとA+bは情報交換できないために、それぞれ他のグループについては何も知らない。従ってA+aの人々に、より良い生活をしているという意識はなく、A+bの人々に、より劣った生活をしているという意識はない (RP: 420)。

まずAとA+の生の質が比較される。この時、パーフィットは、A+の二つのグループの生の質を平均化することは適切ではない、と主張する (RP: 420-422)。何故なら、相互に、他の世界に人々が居ることも、その人々がどのような生活をしているかも知らない状況で、その二つの世界の人々の生の質を平均化することは、それらの世界の人々にとって何の意味も持たないからである。ただし、上述のように、A+bの人々には、自分達が、より劣った生活をしている、という意識がないところ

から、このような状況でAとA+の生を比較するならば、少なくとも「A+はAよりも悪くはない」と言うことはできる、とされる（RP: 425）。

次にA+と〈分割されたB〉が比較される。A+と〈分割されたB〉の各グループの人口数は同じである。〈分割されたB〉には二つのグループ（BaとBbとする）がある。BaとBbは、それぞれBと同じ生の質を持ち、Bの半分の人口によって構成されている。またBaとBbは相互に情報交換できないと仮定される。A+aとBaの生の質の差は、A+bとBbの生の質の差よりも小さい。従って、〈分割されたB〉はA+よりも良い、とされる（RP: 426）⁸。

以上を総合すると、生の質に関して、〈分割されたB〉は、Bと同じである。BはAよりも悪いのだから、〈分割されたB〉も、Aよりも悪い。しかし、〈分割されたB〉は、A+よりも良い。そして〈分割されたB〉とBは同じなので、Bは、A+よりも良い。しかし、A+はAよりも悪くはない。すると、A+がAよりも悪くない時に、BはAよりも悪く、A+よりも良いことから、A+はAよりも悪いことになる。これが「単純追加パラドックス」である⁹。

パーフィットは、将来世代の利益／不利益に関わる道徳的原理を決定するためには、これらの問題を解決する必要があるとし、そのための理論を「理論X」と名づけている。しかし『理由と人格』において、その内容は全く示されずに終わっている。なお、『理由と人格』第4部19章までの議論では、将来世代の諸問題を解決するために必要とされている理論は、「理論X」と呼ばれているが、最終章では、この理論は「統一理論」と呼ばれている（RP: 452）。ただし「統一理論」とは、第1部の議論において、行為者の動機と行為の結果に関する道徳的評価を統一的に解釈するために必要な理論として要請されたものであった。しかし最終章の議論において「統一理論」は、将来世代の非同一性問題に代表される諸問題を解決するための理論として言及されている。パーフィットは、同じ一つの理論によって、行為者の動機と行為の結果に関する道徳的評価の問題と、将来世代に関わる諸問題を解決しようとしているのであろうか。『理由と人格』における議論では、「統一理論」も、「理論X」も、それらの詳細な内容は示されていないため、この疑問に答えを見出すことはできない。また管見の限り、『理由と人格』で残されたこれらの倫理的課題は、後の『重要なこと』においても、文字通りには引き継がれていない。しかし『重要なこと』では、全く新たな視点から倫理学の基盤そのものの再構築が目指され、『理由と人格』で提起された倫理的課題は、課題提起の根本から問い直されることになるのである。

2. 後期パーフィットの三重理論と対象主義

パーフィットは2011年から2017年にかけて、『重要なこと』全3巻を刊行し、前著の『理由と人格』とは全く異なった視点から、「行為の原理」と「行為の理由」に関する独自の理論を展開している。行為の原理に関する理論は「三重理論」Triple Theoryと呼ばれ、行為の理由に関する理論は「対象主義／外在主義」Objectivism/Externalismの立場から展開される。以下本章では、まず「三重理論」の概要を俯瞰し、次に「対象主義／外在主義」の内容を検討する。

管見の限り、「理由と人格」において未完成のまま残された「統一理論」および「理論 X」に相当するものが、「三重理論」であるという明確な記述は「重要なこと」の中に見当たらない。「理由と人格」における「統一理論」は、「理想的動機理論」と「実践的動機理論」を統一的に解釈することによって、帰結主義的論点が入包する矛盾の解消を目指したものであると見ることができるが、それは行為者の「動機」を重要な契機として扱おうとするものであるところから、内在主義的性質をもった構想であると言える。また「理論 X」は、将来世代の利益／不利益に関わる倫理的問題を解決するための理論であり、基本的には、将来世代の「非同一性」に起因する諸問題を解決するための根本的な原理が見出されなかったために、このような名称が与えられたものである。後述のように「重要なこと」においてパーフィットは、極めて強い「外在主義」の立場を採るところから、「重要なこと」において提起される新たな理論が、内在主義的性質を持つ「統一理論」の発展的完成形であるとすることはあり得ない。また、将来世代の利益／不利益に関わる倫理的問題を解決するためには、根本的な課題として、「将来世代」を的確に捉え得る視点の確立が必要であるが、「理由と人格」におけるパーフィットの全ての立論の基盤は、人格を一貫して〈関係 R〉として捉えるものであり、こうしたパーフィットの〈人格＝関係 R〉論は、個人々が持つ心理的連結性と、様々な心理的連結性の鎖が重なり合って形成される心理的連続性によって構成される「関係」が人格であるとする説であって、心理的連結性も心理的連続性も、基本的には「現在」における連結性の成立や、「現在」を起点として過去や未来への連続性を解釈しようとするものであるところから、本質的にパーフィットの〈人格＝関係 R〉論は、「現在」という時制に強く依拠した人格論であると言え¹⁰、こうした「現在」という時制に強く依拠した立論の観点からは、「将来世代」の人格を的確に捉えるための視点を確立できなかったことが、「理由と人格」において「理論 X」が全くの未解決課題として残されてしまった根本的理由ではないかと思われる。しかし「重要なこと」では、「理由と人格」で展開された〈人格＝関係 R〉論に基づく立論は、少なくとも表面的には放棄され、敢えて言うなら、独自の帰結主義と外在主義の観点から、行為の原理と理由に関する全ての問題の解決が目指されたため、「理論 X」が要請されるような問題設定が、ここでは成立しないと考えられる。おそらくこうしたことが、「重要なこと」において「統一理論」と「理論 X」に関する言及が見られない理由ではないかと思われる。ただし、「統一理論」は帰結主義を基盤とする理論の構想であり、「理論 X」は、将来世代の利益／不利益に関わる倫理的問題を解決するために要請されたものであるところから、あらゆる倫理的問題を解決し得る、帰結主義を基盤とした完全な倫理学理論が形成できれば、「統一理論」と「理論 X」に関連した問題は、根本的に解消することになるとも言える。このような倫理学理論として提唱されたものが、パーフィットの「三重理論」であると言ってよいだろう。

三重理論：

もしある行為が、以下のいずれかの原理によって否認されるなら、または正しくその時に、その行為は不正である。

- (1) それらが普遍的な法則であることが、物事を最も上手く行かせるであろう諸原理の一つ、

- (2) それらが普遍的な法則であることを、誰もが合理的に意志し得るであろう諸原理の一つ、そして
- (3) 理にかなった仕方ですそれを拒否できるであろう者は一人もいない原理。

(OWM I: 412-3)

第一原則は規則帰結主義的の原則であり (OWM I: 412)、第二原則はカント的・契約論的の原則であり¹¹、第三原則はスキャンロンの・契約論的の原則であると言える。パーフィットによれば、これら三つの原則は、実質的には同じ一つの原則を異なった観点から表現したものに過ぎないとされ、これらのうち一つを満たすことは、必然的に、他の二つを満たすことになる、とされる (cf. OWM I: 413)。この意味で三重理論は、「収斂論」Convergence Argumentとも呼ばれる (OWM I: 412)。以下、節を改めて、それぞれの原則の詳細と相互関係を見てゆくことにする。

2.1 カント倫理学の契約論的・帰結主義的解釈

三重理論の定式では、規則帰結主義の原則が最初に挙げられているが、規則帰結主義を直接擁護することは極めて難しいとして (OWM I: 417)、パーフィットは、契約論的に解釈されたカントの原則から規則帰結主義が導出されることを示すことにより、規則帰結主義の正当性を主張する。

パーフィットは、カント倫理学の根本的主張を、次のように定式化する。

普遍的法則の定式：我々が普遍的法則であると意志できないであろう格律に従って行為することは不正である。(It is wrong to act on maxims that we could not will to be universal laws.)
(OWM I: 285)

一般にカント倫理学の根本理念は、「定言命法」*kategorischer Imperativ* を基盤として理解されることが多いが、パーフィットは、「命法では、それに真偽を問えない」とし、『原論』（道徳形而上学原論）*Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, 1785 で提示される「私は、私の格律が普遍的法則になることを意志することができるような仕方以外では、決して行為すべきではない」という原則に基づいて、カント倫理学の根本理念を上記のような命題形式による「普遍的法則の定式」として提示している (OWM I: 508)。

パーフィットによる「普遍的法則の定式」では、副文の主語が「我々」*we* で表現されている。このことは、彼がカントの原則を契約論的視点から解釈していることを示唆していると言ってよいだろう。一方で『原論』におけるカントの原文では、主語は一貫して「私」*ich* である。

[...] *ich* soll niemals anders verfahren, als so, daß *ich* auch wollen könne, meine *Maxime* solle ein allgemeines Gesetz werden. (Kant 1785: 28; Akad. -Ausg.: 402)

このようにカントの原文では、「〈私〉は、〈私の格律〉が普遍的法則になることを意志することが

できるような仕方以外では、決して行為するべきではない」(強調筆者)と表現されているが、パーフィットの「定式」では、格律が普遍的法則であると意志するのは、「我々」であるとされている。カントの定式に関するこのような「改訂」reviseは、カントの定式は自己の格律が普遍的法則になることを合理的に意志することができる特定の人々 some people にのみ適合するものに過ぎない、とする批判を退けるために必要な措置である、とパーフィットは主張する (OWM I: 377)。すなわちパーフィットは、主語を「私」ではなく「我々」と換言することにより、カントの原則を「各人」everyoneの意志に基づくものとすることによって、契約論的視点からカントの原則を改訂しようとしているのである。このような立場を彼は「カント的契約論」Kantian Contractualismと名づけ、改めて次のように定式化している。

KC: 各人は、誰もが合理的に普遍的法則であることを意志し得るであろう原理に従うべきである。(Everyone ought to follow the principles that everyone could rationally will to be universal laws.) (OWM I: 407)

さらにパーフィットは、KCから「規則帰結主義」Rule Consequentialismの原則を導出することが可能であると主張する (OWM I: 410-411)。前章でも論じたように、前期パーフィットも、帰結主義を擁護する立場を採っていたが、個々の具体的な道徳的問題の考察に際しては、〈人格=関係R〉論という独自の観点から、考察を展開していた。〈人格=関係R〉論に基づく考察は、基本的には個々人の視点から、それぞれの道徳的問題に 대응しようとする考え方を採ることになる。従って、前期パーフィットは、明確に自己の立場を行為帰結主義だと表明していたわけではないが、実質的には、行為帰結主義に近い立場に立っていたと言ってよいだろう。しかし後期パーフィットは、「規則帰結主義」をより支持する立場を採る。

パーフィットは、帰結主義の観点から、KCで規定される「誰もが合理的に普遍的法則であることを意志し得るであろう原理」は、次のように表すことができると主張する¹²。

(J) 特定の諸原理があり、それらが普遍的法則であることが、物事を最もうまく行かせることになるだろう。(There are certain principles whose being universal laws would make things go best.) (OWM I: 410)

「物事を最もうまく行かせる」ことは、〈最良の結果を帰結すること〉optimificに他ならない。従ってKCは、次のような「規則帰結主義」Rule Consequentialismの原則と実質的には同じ内容を持つとされる。

RC: 各人は、最良の結果を帰結する原理に従うべきである。(Everyone ought to follow these optimific principles.) (OWM I: 410-411)

ただし、「最良の結果を帰結する原理」optimific principlesが、なぜ普遍的な性質を持ちうるのかの理由は、必ずしも自明ではない。そこでパーフィットはこの点に関して「原理は、普遍的に受容されるか、あるいは普遍的に遵守されることによって、普遍的法則であり得るだろう」という見方を提示し（OWM I: 407）、人々による原理の普遍的な受け入れが最良の結果をもたらすという考え方を〈普遍的受容＝最良帰結〉UA-optimificと名づけ（OWM I: 377）、原理に普遍的に従うことが最良の結果をもたらすとする考え方を〈普遍的遵守＝最良帰結〉UF-optimificと名づけて（OWM I: 405）、両者の優劣を検討している。

管見の限り、パーフィットの議論では、どちらがより適切であると考えられているのか、必ずしも明確ではないように思われる。ただし、〈普遍的遵守＝最良帰結〉は、行為帰結主義に近く、我々が行為帰結主義的原理に従って常に行為することは、現実には極めて難しいとされているところから（OWM I: 406）、どちらかと言えば〈普遍的受容＝最良帰結〉をより強く支持しているように見受けられる。

〈普遍的受容＝最良帰結〉と〈普遍的遵守＝最良帰結〉に関し、パーフィットがこのように曖昧な態度をとっている理由は、本来、最良の結果が実現することを志向する帰結主義の理念から言えば、最良の結果を帰結すると考えられる原理を人々が単に受容するだけでは不十分であり、そのような原理に従って行為を実行することが必要である、と考えられているからではないかと思われる。パーフィットには、21世紀にテクノロジーが高度に発達すれば、そうしたテクノロジーを自由に利用し得るかもしれない多くの行為帰結主義者が現れ、これまでのどの世紀よりも〈普遍的遵守＝最良帰結〉を現実のものとするだろう、と考えているように見受けられるところがある（OWM I: 483）。倫理学理論の基盤として行為帰結主義が退けられる理由は、認識、情報処理、注意力の継続性、結果の波及効果に関する予測などに関わる、人間が持つ現実的能力の限界と密接に関係しているが、パーフィットは、テクノロジーの発達が、こうした人間的能力の限界に起因した諸問題を解消することになれば、行為帰結主義が現実的に実現可能な理念になり得ると共に、原理の〈普遍的遵守＝最良帰結〉という考え方が、倫理学の基本理念として、よりふさわしいものになる、と考えているのかもしれない¹³。RCで「各人は最良の結果を帰結する原理に従うべきである」と規定されているのも、このような理由に基づいているものと考えられる。

ここで改めてこれまでの論点を整理すると、上掲の（J）は、実は三重理論における第1原則そのものに他ならず、規則功利主義の原則RCと同一の内容を持つものであるとされた。また、KCは第2原則そのものであり、カント的契約論の原則を表している。そして（J）は、KCから導出可能であるとされた。以上から、規則功利主義の原則は、カント的契約論の原則から導出可能であり、三重理論における第1原則と第2原則は、本来は同一の原則が、異なった仕方では表現されたものに他ならない、と主張されることになるのである¹⁴。

2.2 カント的帰結主義とスキャンロンの契約論：第3原則の導出

パーフィットは、スキャンロンの契約論を次のように定式化している。

スキャンロンの定式：各人は、理にかなった仕方ですそれを拒否し得るだろう者は一人もいない原理に従うべきである。(Everyone ought to follow the principles that no one could reasonably reject.) (OWM I: 411)

三重理論の第3原則は、こうしたスキャンロンの契約論に依拠したものに他ならない。ただしスキャンロン自身は、彼の契約論の根幹となる原則を次のように述べている。

行為は、それを許す原理が、理にかなった仕方です、人々によって拒否されるようなものである場合にのみ、不正である。([...] an act is wrong if and only if any principle that permitted it would be one that could reasonably be rejected by people.) (Scanlon 1998: 4)

またスキャンロンは、この原則を次のようにも表現している。

他者が受け入れると期待できるような根拠で、私が他者に正当化できないような行為は、不正であろう。([...] such an action would be one that I could not justify to others on grounds I could expect them to accept.) (Scanlon 1998: 4)

スキャンロンの主張には、二つの要点があると言えよう。一つは、行為の正／不正は、その行為に基づく原理の性質によって決定されるということであり、もう一つは、原理の性質は、他者／人々による理にかなった reasonable 承認／否認によって規定されるということである。スキャンロンの理論が「契約論」contractualism と呼ばれるのは、このように、彼の理論が、行為者／判断者と他者／人々が互いに、理にかなった仕方です、当該の行為の原理を承認／否認し得るか否かを思量することを基盤として、行為の原理は決定されるべきである、と提唱するものであるからに他ならない (Scanlon 1998: 5)。

スキャンロン自身も示唆しているように、行為の道徳的性質に関するこのような理論は、実質的には、普遍的な尺度から行為の原理（格律）を決定することを説く、カントの定言命法と極めて近い内容のものであるとも言えるかも知れない (Scanlon 1998: 5)。しかし、上記第二の要点から明らかのように、スキャンロンの理論は、基本的に「他律的」heteronomous であり、意志の自律を基盤とするカント倫理学とは、根本的な性質において大きく異なっていると言えるだろう (Scanlon 1998: 6)。

パーフィットは、スキャンロンの契約論的原則は、先に示した KC (カント的契約論) から導出可能である、と主張する (OWM I: 411-412)。既に指摘した通り、パーフィットのカント理解は、そもそも契約論的観点に基づく独特なものであり、KC には「各人」everyone という契約論の基盤となる「他者／人々の視点」が織り込まれている。従って KC は、スキャンロンの原則において説かれる「他者／人々の視点」に基づく道徳的論証の要請と、親和的であると言える。それ故、KC からスキャンロンの原則を導出するための要点は、行為の原理に関する「他者／人々の理にかなった

reasonable 承認／否認」という視点を、如何にして KC から導出し得るか、という点にある。

しかしこの課題は、それほど難しいものではない。何故なら KC は、行為の原理に関し、「それが普遍的法則であることを、各人が合理的に rationally 意志すること」を説く原則だからである。ここで、「各人がそれを合理的に意志する」と言えるならば、「他者／人々は理にかなった仕方ですそれを承認している」と言え、それはまた、「他者／人々は理にかなった仕方ですそれを否認することはできない」ということに他ならない。さらに、行為の原理を理にかなった仕方です否認する者が「誰もいない」no one という視点に基づいて、行為の正／不正が決定されるという考え方は、カントの「定言命法」に類似するものである、とスキャンロンがしているところからも (Scanlon 1998: 5)、彼の契約論的原則には、KC において規定される「行為の原理が普遍的法則であること」という論点も組み込まれていると言ってよいだろう。

以上の観点からパーフィットは、KC とスキャンロンの原則は、本質的には同一の内容を持つものである、と主張し (OWM I: 412)、規則帰結主義とカント的契約論及びスキャンロンの契約論からなる三重理論は、本来、行為の原理に関する一つの原則を異なった仕方です表現しているものに過ぎない、とするのである (cf. OWM I: 413)。

2.3 理由の対象論／外在論

パーフィットは、『重要なこと』において、上述のような三重理論に加え、彼自身が「対象主義」Objectivism と呼ぶ (OWM I: 46) 「行為の理由」reasons for acting に関する独自の理論を展開している¹⁵。パーフィットによれば、「行為の理由は、〔行為者の〕欲求と目的 desires and aims の対象 objects に関する事実 facts によって与えられる」とされる (OWM I: 45)。彼は、このような理由を「対象所与の理由」object-given reasons と名づけている (OWM I: 45)。さらに、このような理由を与える事実は、行為の結果に特定の価値をもたらすものであるとされ (OWM I: 45)、この点から「対象所与の理由」は、「価値に依拠した理由」value-based reasons であるともされる (OWM I: 45)。

これに対して、「行為の理由は、行為者の欲求と目的それ自体に基づいて与えられる」と主張する立場は、「主観主義」Subjectivism と呼ばれ (OWM I: 46)、この立場は、欲求と目的を持つべき根本的な理由を説明することができないとして、批判される (OWM I: 78)。

パーフィットによれば、あらゆる行為の理由が対象主義的観点から捉えられ得るとされ (OWM I: 45)、規範性に関わる行為の理由も、同様の観点から説明される (cf. OWM I: 63)。例えば私が、「禁煙すべきか否か」という実践的な問いを考察する時、主観主義者であれば、喫煙／禁煙に関する様々な事柄を熟慮した後で、「実際に私はどちらを選択することになるか」という観点から答えを出すことになるが、対象主義者であれば、同様の熟慮の後で、「私には何を選擇する理由があるか」という観点から答えを出すことになる、とされる (OWM I: 63)。この時、対象主義的考察は、「選擇の理由」を尋ねる観点から、喫煙／禁煙に関する明確な規範的理由を示すことができるが、主観主義的考察は、考察者の内的・心理的 psychological 過程にのみ依拠した考察を展開するために、実際には規範的理由を一切示すことができない、とされるのである (OWM I: 91)。

パーフィットは『重要なこと』において、主観主義の代表的な論者として、しばしばB. ウィリアムズに言及している。既に別稿において詳しく論じたように（柴崎 2022: 107 頁）、ウィリアムズは、合理的な行為の理由には、必ず行為者の「主観的な動機」が含まれるとする説を提唱し、これを行為の理由に関する「内的解釈」internal interpretationと名づけ（Williams 1979 [2001]: 77）、「内在主義」internalismとも呼んでいる（Williams 2001: 91）。これに対して、「適切な動機」appropriate motiveが特定し得なくとも行為の理由は説明され得るとする立場は、「外的解釈」external interpretation（Williams 1979 [2001]: 77）、または「外在主義」externalismと呼ばれる（Williams 1989: 38）。パーフィットは、このようなウィリアムズの用語法を受けて、自身の対象主義を外在主義とも呼んでいる（OWM II: 269 頁）。

『重要なこと』においてパーフィットは、ウィリアムズに代表される行為の理由に関する内的解釈は、常に行為者／判断者の心理的 psychological な過程に依拠した観点しか採ることができないために（cf. OWM II: 436）、「非心理的で純粋な規範的理由」non-psychological purely normative reason という概念を理解することができず（cf. OWM II: 435）、ひいては「道徳的虚無主義」Moral Nihilismを擁護するものにもなりかねないとして（OWM II: 442）、内在主義を厳しく批判する。

パーフィットは、「非心理的で純粋な規範的理由」の存在を示すために、「早死にの例」Early Deathと名づけられる事例を導入している。

もし薬を飲まなかったら、君は、かなり若くして死ぬことになり、〔この先〕幾年もの幸福な生活を失うことになる。君はこの事実を知っていて、このことと、これに関連する全ての事実について、手続きとしては合理的な方法で熟慮したにも拘らず、君はこの薬を飲もうと動機づけられない、と仮定する。（OWM II: 270-271）

内在主義的観点からは、この事例における人物には「その薬を飲む理由がない」と解釈されることになる、とパーフィットは言う（OWM II: 271）。何故ならこの人物には、薬を飲むという「動機」がないため、薬を飲むという「内的理由」internal reasonがないと解釈されることになり、内的理由の観点から行為の理由を捉えようとする内在主義は、この人物が薬を飲むべき理由を示すことができないからである。しかしパーフィットによれば、この人物には薬を飲むべき明確な外的理由 decisive external reasonがある、とされる（OWM II: 271）。そして、この明確な外的理由は、「〔薬を飲むという〕行為が、〔この人物にこの先〕何年もの幸福な生活をもたらすことになるだろう」という「事実」factによって与えられる、とパーフィットは断言するのである（OWM II: 271）。ここでパーフィットが「事実」と見なしている「薬を飲むという行為が、この場合、この人物に幸福な生活をもたらすことになるだろう」という事柄は、行為者の内的・心理的過程とは独立した事象である。これが、この「事実」によって与えられる行為の理由が「外的理由」である、と言われる由縁である。また「幸福な生活を送ること」は、本質的に価値あることであり（cf. OWM II: 439）、価値あることの実現は、他に正当化の根拠を必要としない、「絶対的・規範的要請」absolute, normative claim であ

るところから (cf. OWM II: 443)、このような事象を帰結する行為の実行を促す理由は、「価値に依拠した理由」value-based reason とも、「非心理的で純粋な規範的理由」non-psychological purely normative reason とも呼ばれるのである。

3. 外在的規範性と事実：対象主義／外在主義の根本問題

以上のような「行為の理由」に関するパーフィットの対象主義的・外在主義的理論には、S. ストリート (Sharon Street) も指摘するように (Street 2017: 142)、対象が持つ価値と外在的規範性に関する認識の方法と正当化が全く示されていない、という根本的な問題がある。「生き方の中には、本質的に、他の生き方よりも良いものがある」とパーフィットは断言し、そのような生き方に従うことは、「純粋に規範的な理由」に基づくことなのであるとされるが (OWM II: 439)、このような主張は、「神は存在し、神の意志に従って生きることは、他に理由を必要としない純粋な規範性に基づいている」という宗教的な確信と全く同じであるように筆者には思える。パーフィットは、外在的な規範性に関して「真理」truth という表現をしばしば使用するが (cf. OWM II: 479)、宗教的な確信が、信仰者の純粋な宗教的経験に基づく真理に他ならないところから反証不可能であると同様に、おそらく、「純粋に規範的な理由」が行為者の内的・心理的過程とは全く独立して、外在的に存在するというパーフィットの確信も、彼の哲学的認識に基づく「真理」であり、反証不可能なものなのであろう。しかし、彼が如何に主張しようと、特定の事象や生き方が端的に価値や規範性を持つという彼の認識は、あくまでも「彼の認識」であり、それだけでは彼の主張に十分な説得力があるとは言えないだろう。

このような、外在的理由の認識に関する問題に加えて、パーフィットの議論には、「事実」fact という概念の使用法にも根本的な問題があるように思われる。「早死にの例」でも明らかなように、パーフィットの使用法では、「[薬を飲むという] 行為が、[この人物にこの先] 何年もの幸福な生活をもたらすことになるだろう」(This act *would* give you many more years of happy life.) という立言に見られるような、仮定法の助動詞“would”を使用して表現される未成立の事象も、「事実」fact であると見なされている。「事実」に関する彼のこのような使用法は、「早死にの例」にのみ見出される特別なものではなく、そもそも『重要なこと』の冒頭部分に示されている次のような規定によるものである。

何を我々が合理的になすべきかは、部分的には、このような事実 facts に関する我々の信念 beliefs に掛かっている。このような信念は、我々が意識的には気づいていない推定 assumptions——例えば、もし我々がクルミを食べたり、電線に触れたり、両開きのドアを押して開けたりしても、我々は自分自身や他人に被害を与えることにならないだろう would not といった推定を含んでもよい。(OWM I: 34)

ここでパーフィットは、未成立の事象に関する推定も「事実」の範疇に含まれるとしている。しかし、「事実」に関するこのような用語法は、一般的な妥当性を持たないと言うべきであろう。一般に「事実」fact という概念は、「真実であると知られている事象、または真実であると立証されている事象」を意味するものであり (Oxford Living Dictionaries: English)、真実であるか否かを立証できない未成立の事象は、「事実」という概念の適応外である。従って、「事実」に関するパーフィットの用語法は一般的な妥当性を持たず、このような用語法による「事実」の理解を基盤とした、行為の理由に関する彼の対象主義的理論は十分な説得力を持たない、と筆者には思われる。

それにも拘わらず、このような無謀とも言える「事実」の概念規定を用い、行為の理由に関する強硬な対象主義をパーフィットが展開した理由は、筆者の推測では、規範性が問われる行為の理由に関する議論を、彼は、Is/Ought 問題に代表されるような、価値判断をめぐる伝統的な難問から引き離れたかったからなのではないか、と思われる。パーフィットが主張するように、もし実際に、未成立の事象における真理と共に、外在的な規範性の真理を経験的に確認することが可能であるならば、道徳判断を含む全ての規範性に関わる判断は、「事実判断」の範疇において捉えられ得るものとなり、価値や規範性の源泉をめぐる伝統的なアポリアに関わることなく、我々は、規範性が問われる行為の理由に関する議論を進めることができるだろう。しかし、未成立の事象における真理を経験的に確認することは不可能であり、外在的な規範性の真理を合理的・説得的に立証するための手立ても、少なくともパーフィットの議論においては明示されていない。従って、彼の試みはとうてい成功しているとは言い難いのである。

次に、三重理論と対象主義／外在主義の関係について触れておきたい。管見の限り、これら両者の関係は、「重要なこと」において主題的には述べられていないように思われる。ただし、三重理論で使用される「普遍的な法則」、「合理的に意志する」、「理にかなった仕方」などの表現は、いずれも規範的概念を含むものであるところから、三重理論に基づく実践的論証の展開においては、常に対象主義／外在主義に基づく規範的視点が求められている、と解することが可能であると思われる。しかし、パーフィットが主張するように、三重理論が契約論的性格を本質的に持つものであるとすれば、三重理論は、対象主義／外在主義との関係で、根本的な矛盾を有するか、あるいは全く現実性を持たない理論である、ということになるように思われる。

既に示したように、対象主義的・外在主義的視点では、規範性は外在的に確立しており、規範性の成立に契約論的過程は必要がないはずである¹⁶。従って、もし三重理論における契約論的視点が、規範性の成立に必要なものとして要求されているなら、三重理論は対象主義的・外在主義的視点との関係で矛盾したものになる、と考えられる。他方で、もし対象主義的・外在主義的視点が、三重理論で言及される「他者の基本的な視点」として前提されているなら、三重理論は現実上実装不可能な理論であるということになる。何故なら、既に述べたように、全ての人間が、パーフィットが提唱するような対象主義的・外在主義的視点に立って、外在的規範性の真理を認識することは、現実上不可能だからである。

最後に、規範性の源泉に関する私見を述べておくことにしたい。K. ローレンツ (Konrad Z.

Lorenz) は、様々な動物の行動に規範性が見出され、それらが進化的に形成されて、遺伝的に継承されることを実証的に示したことで有名だが (cf. ローレンツ 1965: 472; 1983: 225-248)¹⁷、現代ではミドリムシの運動にさえ、選択するべきものを選択するという、運動の規範性が見られることが知られている¹⁸。ストリートも指摘するように¹⁹、行動／行為における規範性は、生物一般に認められる基本的特性だと言ってよいだろう。この意味で、規範性の源泉は、C. M. コースガード (Christine Marion Korsgaard) に代表される現代の主観主義／内在主義の論者が考えるような高次の意識レベルをはるかに超える²⁰、生物学的レベルの内在的特性にあると言ってもよいかも知れない。しかし、このような性質は、すでに個体のレベルを内在的に超越した自然の摂理に基づくものであるとも言え、この意味では、それは、外在的性質であるとも言い得るのである。いずれにしても、我々人間が規範性を把握したり、規範を形成できたりするのは、このように生物学的レベルで規範性に関わる基盤が、我々に与えられているからではないかと筆者は考えている。

我々人間は、本能的な行動のレベルから、言語活動や社会的活動などの高次の活動レベルまで、あらゆる活動の場面で様々な規範に従っている。これらの規範の中には、生物学的な基盤に近い源泉を持つものもあれば、文学・思想的活動や経済活動に見られるような、人間の高度な精神活動や社会的活動に直接的な源泉を持つものもある。我々人間は、おそらく生物学的な基盤を素地として、これらの様々な規範を生得的に獲得したり、日常生活や教育などの社会的活動を通して習得したりしているのである。

確かに、特定の集団生活や経済活動などで機能する諸規範の源泉を、行為者個人の内的・心理的活動に求めることはできず、それらの源泉は、集団的・社会的規約活動にあるとするのが自然な見方である。それ故この意味では、規範の源泉は、外在的であるように見えるかもしれない。しかし、集団的・社会的規約活動の可能根拠を問えば、諸構成員の内的・心理的活動や、こうした活動を支える生物学的基盤に遡ることになる。しかしパーフィットのような「極端な外在主義者」は、外在的根拠以外は存在しないことを前提としているので、社会的活動において要求される実践的規範を見る時、実際には存在しているさらに背後の可能根拠には目をつぶりながら、ただ現象として成立している規範のみを見ようとするために、その源泉を明確に把握することができず、言わば、「直観的に捉えることしかできない」という主張になってしまうのである。ストリートは、「極端な内在主義」や「極端な外在主義」を排して、規範的理由に関する「中立的」neutralな視点を採ることを提唱しているが (Street 2017: 131-132)、「中立的視点」という考え方が妥当なものか否かということは別の問題であるとしても、筆者は、規範性に関する議論において「極端な内在主義」や「極端な外在主義」を排すべきであるというストリアットの提案には賛成である。そして筆者には、家族や隣人との身近な社会生活から高度な経済活動に至る、人間の広範な社会的活動において機能している実践的規範の形成原理に関する理論としては、パーフィットが独自に解釈したものではない、スキャンロンのオリジナルな契約説が強い説得力を持っているように思える。

行為は、それを実行することが、それぞれの状況において、いかに振る舞うべきかということ

についての一般的な規制に関する一連の原理によって否認されるならば、不正である。〔そして、このような原理は、〕情報が与えられ、強制されたものではない一般的な合意の基礎として、理にかなった仕方ですそれを拒否できる者は一人もいない〔ものでなければならない〕。(Scanlon 1998: 153)

スキャンロンの契約説は、「他者／人々」による承認／否認を立論の出発点にしている。これに対してパーフィットの倫理的議論は、特に後期の『重要なこと』において外在主義を強く提唱しておきながらも、根本的な哲学的視点において、独我的・主観的であるように筆者には見受けられる。何故なら、規範の外在性に関する強い主張は、立論者の視点が強固な主観性に基づいているからこのことである、と考えられるからである。人間の社会的活動において認められる外在的規範性の成立根拠は、パーフィットのように、本質的に主観的で自律的なカント倫理学に依拠するような視点から始めるのではなく、スキャンロンのように「他者／人々の視点」から出発しなければ決して示し得ないだろうと思えるのは、はたして筆者の謬見であろうか。

謝辞

本研究は、明治大学人文科学研究所個人研究第2種（2021-2022）及び科研費 20K00016 の助成を受けた成果の一部である。

注

1 管見では、前期パーフィットの倫理學説に関する論稿としては、『理由と人格』の邦訳者による「訳者解説」が、現在でも、最も包括的な論述ではないかと思われる（森村 1998）。

奥野（1997, 1998）は、「パーフィットの功利主義擁護論」と題しているが、パーフィットの人格論を概観した後、わずかに第15章における功利主義への言及に触れるのみで（1998: 87-92）、何故かヘアーの選好功利主義に関するパーフィット人格論的な解釈の試みに移ってしまっている（1998: 93-98）。

鶴田（2000）も第15章のロールズ批判を主な検討対象とする論稿であり、『理由と人格』でパーフィットが提示しようとした倫理學の「統一理論」Unified Theory に関する検討が含まれていない（RP: 113）。

私見では、『理由と人格』の第15章は、ロールズが、配分原理に関する議論において行った功利主義批判の検討と、還元主義的観点からの功利主義批判を主な考察課題とするものであって、この章を見るだけでは、『理由と人格』でパーフィットが目指した倫理學的議論の全体像を把握することは、不可能である。

2 ただしパーフィットは、論述において頻繁に「我々」という語を使用し、我々の日常的な直観に依拠した議論を展開している。

3 『理由と人格』におけるパーフィットの倫理學的立場が功利主義的である、とする論者がいるが（森村 1998, 729; 鶴田 2000, 19; 瀧川 2002, 16 (7)）、これらの論者は、帰結主義と功利主義の違いを正確に捉えていないか、第1部の議論を十分に検討していないのではないだろうか。確かに第15章だけを見ると、パーフィットの議論が、功利主義に好意的であるかのような印象を受ける。しかし私見では、第15章で示されていることは、ロールズの功利主義理解が不正確であることと、功利主義が「還元主義的見解」と矛盾しないことであって、パーフィットが功利主義を支持しているということではない。パーフィットは第1章の議論において、帰結主義は、功利主義とは異なったものであることをはっきりと述べている（RP: 27, 50）。

4 ウィリアムズは、「もしAが ϕ することによって充足されるであろう欲求を持つなら、Aは ϕ する理由をもつ」とする説を「準ヒュームのモデル」sub-Humean modelと名づけ (Williams 1979 [2001]: 77 f)、このモデルに独自の修正を施す形で、「合理的な行為の理由」に関する彼自身の主張を次のように定式化している。なお、ウィリアムズの内在主義に関しては柴崎 (2022) を参照のこと。

Aの主観的動機群(S)からAが ϕ することに至る健全な熟慮のルートがある場合にのみ、Aには ϕ する理由がある。(Williams 2001, 91)

5 将来世代の問題に関する考察において、パーフィットは、彼の〈人格＝関係R〉論にほとんど言及していない。私見では、数百年後の将来世代の人々と現在世代の我々との間に、心理的連結性は認められ得ず、またそのような遠い将来世代の人々の心理的連続性を、現在世代の我々が確定することも、不確定要素があまりにも多いために、極めて困難であると思われる。このことは、遠い将来世代と現在世代の我々との間の関係Rは、限りなく「無関係」に近い、極めて希薄なものである、ということを示唆している。さらにこのことは、重要なのは「関係R」である、とするパーフィットの基本理念に基づいて将来世代の問題を考察することは、本質的に極めて困難である、ということを示唆しているように思われる。将来世代の問題に関する考察において、彼が〈人格＝関係R〉論に言及しなかった理由は、この点にあるのかもしれない。

6 私見では、パーフィットのこの論証は虚偽であると思われる。この論証では、分子として、負価値の生の質の量に、人数を乗じた量が考えられているのに対し、分母として、正価値の生の質の量が定量として考えられている。しかし、それぞれの生の質の量を持った人口の割合を考える場合、分母においても、正価値の生の質の量に、人口数を乗じなければならない。その場合、人口がどれほど増加しても、負価値と正価値の生の質の人口比率は同じである。ただし、巨大な人口になると正価値の生の質が劣化するという条件の下でなら、人口が増加すると、負価値の生の質の割合は増加することになる。しかしパーフィットの論証において、そのような条件は付されていない。それともパーフィットは、「ばかげた結論」の例において、筆者の解釈とは異なった状況を想定しているのであろうか。

7 パーフィットは、BがAよりも悪いことを示すために、〈無価値レベル〉Valueless Levelに依拠した論証と、〈語彙的見解〉Lexical Viewに依拠した論証を行っているが、筆者には、有効な論証になっていないように思われる (RP: 419)。

8 A+の世界の人々にとっての良さを考えた時、相互に情報交換の手段を持たないA+aとA+bのグループの人々の生の質を平均化することは意味をなさない、とされたことと同じ理由で、〈分割されたB〉の世界において、BaとA+aの生の質の差と、BbとA+bの生の質の差を比較することは、そもそも意味を持たない、と考えられるかも知れない。本文で筆者は、議論を単純化するために、BaとA+aの生の質の差と、BbとA+bの生の質の差を比較できる、という前提で論を進めたが、パーフィットの本来の議論では、「2世紀を超える」期間の間に、A+が〈分割されたB〉に変化する、という想定になっている (RP: 425)。そしてパーフィットは、「A+から〈分割されたB〉への変化において、より悪い半分(A+b)の得るものは、より良い半分(A+a)が失うものよりも多い」ので、「この変化は改善であろう」という仮説を立てて議論を進めている (RP: 425 f)。しかしこのようなパーフィットの本来の議論にも、二つの問題があるように思われる。一つは、世界の状況に関する他の比較では、「時間の経過」という条件は入れられていないが、このケースでは、「時間の経過」という条件が設定されている、という問題である。もう一つは、A+の世界の状況を考察する場合には、基本的に、個々のグループにおける視点が採られているにも拘らず、A+と〈分割されたB〉の比較においては、A+を全体として見る視点が採られている、という問題である。従って私見では、A+と〈分割されたB〉の比較に関する議論は不正であり、この点から、提起される仕方でのパラドックスは成立しない、と考えられる。

9 パーフィットは、この他に「単純追加パラドックス」として、さらに二つのバージョンを提示している。しかし、問題の本質を理解するためには、本文で素描した事例で十分であると考えられるところから、ここではこれらの派生バージョンには言及しないことにする。

10 このことは、「統一理論」の基盤として要請された基礎理論が、「批判的現在目的説」であったことから肯んぜられるだろう。

- 11 パーフィットは、カント倫理学を契約論的に解釈する。カント倫理学に関するパーフィットの解釈は極めて独特なものであるが、本稿の目的は、あくまでもパーフィットの理論自体を理解することであるため、彼の解釈がカントの理論に関する正確な理解に基づいているか否かという点については、敢えてここでは問題としない。
- 12 パーフィットは、KC から (J) を帰結主義の観点に基づいて導いている。従って (J) が帰結主義の理念と一致するのは当然である。この意味で、パーフィットによる KC から (J) の導出は、論点先取の虚偽を犯していると思われる。
- 13 私見では、テクノロジーに関するこうした期待は、楽観的に過ぎるように思われる。確かにテクノロジーの発達は、人間の能力の限界に起因する幾つかの問題を解決することに寄与するだろうが、あらゆる道徳的問題の対処に対して、我々が行為帰結主義的観点から適切な判断を下し得るほど、テクノロジーが発達するとは、筆者には思えない。しかしこれは、事実に関する判断の問題ではなく、未来の予測であるところから、ここでどちらの想定が真理であるかを判断することはできない。従って、この問題に関するこれ以上の言及は止めておくことにしたい。
- 14 ただし私見では、〈普遍的受容＝最良帰結〉と〈普遍的遵守＝最良帰結〉に関する議論において、どちらがより適切であるのか、必ずしも明確にされていないところから、三重理論において規定される「普遍的な法則」が持つ普遍性の根拠は、曖昧なままにとどまっていると思われる。
- 15 “Objectivism” の訳語は一般に、「客観主義」や「客観論」とされることが多いが、パーフィットの “Objectivism” は、本文で示したように、「行為の理由は、行為者の欲求と目的の対象 objects に関する事実に基づく」という主張であるところから、本稿では、彼の “Objectivism” を「対象主義／対象論」と訳すことにした。
- 16 契約論的過程には、主観も関与するが、パーフィットが提起する対象主義的・外在主義的視点には、主観が関与する余地はない。
- 17 すでに C. ダーウィン (Charles Robert Darwin) も、動物の世界に、道徳の源泉となる「奉仕」(助け合い)などの規範性が見られることを、次のように指摘している。

よく発達した社会的本能を備えた動物ならば、どんな動物であれ、その知的能力が人間のそれに匹敵するほど発達すればすぐに、必然的に道徳観念または良心を獲得するだろう……。なぜなら、まず第一に、社会的本能は、動物に、仲間と一緒にいることに喜びを感じさせ、仲間に対していくらかの共感を抱かせ、彼らに対してさまざまな奉仕をさせるように導く [からだ]。[…中略…] たたとえばオオカミなどの捕食動物は、一団となって狩りをするので、獲物に対するたがいの攻撃を助け合う。ペリカンは、みなで一緒になって魚をとる。マントヒヒは昆虫などを探するために石をひっくり返すが、大きな石に出会うとその周りに立てるだけの多くの個体が集まり、みなで一緒にそれをひっくり返し、出てきた戦利品を分け合う。社会的な動物はたがいを防御し合う。(ダーウィン 1871: 99-103)

- 18 洲崎 (1986: 47) は、ミドリムシが有害な光を回避するためにユーグレナ運動を行うことや、狭い場所に入り込んだ個体が、そこから脱出するために細胞体をたくみに変形させることを報告している。このことはミドリムシが、生きるために有害な対象を避けるべきであり、活動を阻害する状況から脱出するべきであるという「規範性」に従って運動していることを示している。
- 19 ストリートは、人間の価値判断は、根本的に、生物一般に見られる、個体の生存や種の持続的發展に有利な事柄を選択する、という進化論的要因 evolutionary factor に淵源を持つ、とする説を提起している (cf. Street 2006: 113 f.)。
- 20 コースガードは、カント的な自律の概念に裏打ちされた〈反省的是認〉reflective endorsement という方法論に基づく人間本性に本質的に内在する規範性の確立を提唱するが (cf. Korsgaard 1996: 89)、このような試みにおける「反省」も「是認」も、人間の高次の意識レベルにおける主観的精神活動の所産に他ならない。

文献表

A. 略記 (パーフィットの著作)

OWM: *On What Matters*, Derek Parfit, Oxford University Press, 2011-2017.

RP: *Reasons and Persons*, Derek Parfit, Oxford University Press, 1984 (1987).

B. その他

Kant, Immanuel (1785): *Grundlegung zur Metaphysik der Sitten*, Werkausgabe Bd. VII, Hrsg. von Wilhelm Weischedel, Suhrkamp, 1956/1996.

Korsgaard, Christine M. (1996): *The Sources of Normativity*, Cambridge University Press, 15th printing, 2011.

Scanlon, Thomas M. (1998): *What We Owe to Each Other*, Harvard University Press, paperback edition, 2000.

Street, Sharon (2006): A Darwinian Dilemma for Realist Theories of Value, *Philosophical Studies*, No. 127, Springer, 109-166.

———— (2017): Nothing “Really” Matters, but That’s Not What Matters, *Does Anything Really Matter?: Essays on Parfit on Objectivity*, ed. by Peter Singer, Oxford University Press, Kindle Edition.

Williams, Bernard (1979 [2001]): Internal and External Reasons, in Williams 2001, 77-89.

———— (1989): Internal Reasons and the Obscurity of Blame, *Making Sense of Humanity and Other Philosophical Papers 1982-1993*, Cambridge UP, 1995.

———— (2001): *Varieties of Practical Reasoning*, ed. by Elijah Millgram, MIT Press.

ダーウィン, チャールズ (1871): 『人間の由来』(上)長谷川真理子訳, 講談社学術文庫, 2016.

ローレンツ, コンラート (1965): 『動物行動学』(上)丘直通他訳, ちくま学芸文庫, 1997.

———— (1983): 『ソロモンの指輪』日高敏隆訳, ハヤカワ文庫, 1998.

奥野 満里子 (1887): パーフィットの功利主義擁護論: 人格論からのアプローチ, 京都哲学会『哲学研究』564号, 81-114.

———— (1998): パーフィットの功利主義擁護論 (完): 人格論からのアプローチ, 京都哲学会『哲学研究』565号, 84-100.

柴崎 文一 (2020): 狂信主義と無道德主義: R. M. ヘア—選好功利主義の批判的検討, 『明治大学人文科学研究所紀要』86巻, 229-253.

———— (2022) 道徳的規範性: R. M. ヘアの選好功利主義と B. ウィリアムズの内在主義, 『明治大学人文科学研究所紀要』89巻, 100-118.

洲崎 敏伸 (1986): ミドリムシの細胞運動, 日本動物生理学会『動物生理』Vol. 3, No. 2, 45-54.

瀧川 裕貴 (2002): 規範性と人格: パーフィット人格論批判『ソシオロギス』26号, 1-18.

鶴田 尚美 (2000): パーフィットにおける人格の還元主義と配分的正義, 京都大学文学部倫理学研究室『実践哲学研究』23号, 13-30.

森村 進 (1998): 訳者解説: 倫理学も進歩する, デレク・パーフィット著『理由と人格: 非人格性の倫理へ』勁草書房, 727-750.